

# 「不法投棄・不適正処理事案に係る 支障除去等事業の取り組み」について



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

適正処理対策部長 藤田 正実



設立 平成4年（1992年）12月3日 （平成24年4月1日公益財団法人移行認定）

事業

● **産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律**第16条に基づく指定法人としての

<b>債務保証事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等を対象とした必要な資金の借り入れに対する債務保証</li> </ul>	[業務部]
<b>助成事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産廃の発生抑制・減量化技術、循環資源の再利用技術、環境負荷低減技術の開発等に対する助成</li> </ul>	[資源循環推進部]
<b>振興事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供等</li> <li>「さんぱいくん」(産廃処理業者情報提供・検索システム)</li> <li>「経営塾」(次代の産業廃棄物処理経営を担う人材を育成)</li> <li>「経営相談会」(Web会議システム等で専門家に相談)</li> </ul>	} [企画部] [業務部]

● **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第13条の12に基づく指定法人(産業廃棄物適正処理推進センター)としての

<b>適正処理推進事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄・不適正処理による支障除去のための都道府県等への財政的な支援等</li> </ul>	[適正処理対策部]
	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB廃棄物の処理の促進(安定器の仕分け、無害化処理施設の評価、処理・収集運搬ガイドラインの改訂、処理施設解体撤去マニュアルの改訂等)に関する支援</li> </ul>	[技術部]
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で資源循環を推進しようとする行政や事業者への技術支援等</li> </ul>	[資源循環推進部]
	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合(VOREWS)への参画</li> </ul>	[適正処理対策部]

● その他本財団の目的を達成するために必要な事業

平成9年の廃棄物処理法の改正により、不法投棄対策を強化するための措置として、産業廃棄物適正処理推進センターの指定、支障除去費用の支援等が追加された。(平成10年6月17日施行)

当財団は平成10年7月1日付で、厚生大臣(当時)から産業廃棄物適正処理推進センターの指定を受けた。

(平成13年1月の省庁再編以降は環境省の所管)

#### 廃棄物処理法 第十三条の十三

適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。
- 二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。
- 三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。
- 四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

# 不法投棄・不適正処理事案に係る支援事業等について

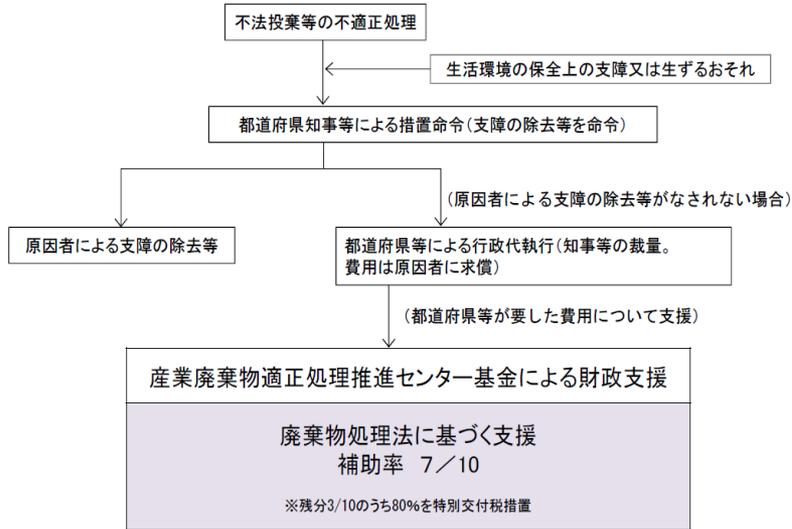
**産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業**：3/4及び7/10支援事業  
平成24年度までは、国1/3補助金、民間2/3基金で造成された基金による3/4以内の支援。  
平成25年度以降の支援決定は、国3/7補助金、民間4/7基金で造成された基金による7/10以内の支援。

(不法投棄等の支障除去等について及び基金による支援に係る審査の流れ参照)

**令和3年度不法投棄等事案に対する技術的支援等業務**(環境省受託業務)  
専門家等派遣業務:都道府県等に対して、関係法令等に精通した専門家からなるチーム(**専門家支援チーム**)を現地等に派遣し、不法投棄等事案に係る助言等を行うもの(本年度5件を予定)

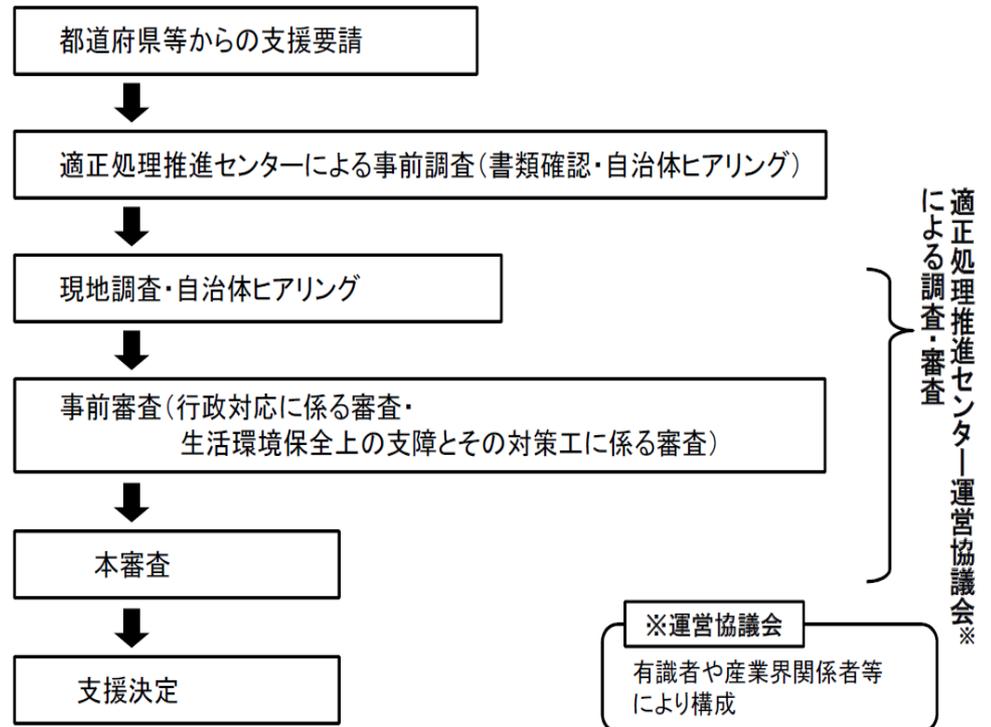
(不法投棄等事案に対する技術的支援等業務(専門家派遣:支援チーム)の業務の流れ参照)

## 不法投棄等の支障除去等について



資料：環境省

## 基金による支援に係る審査の流れ

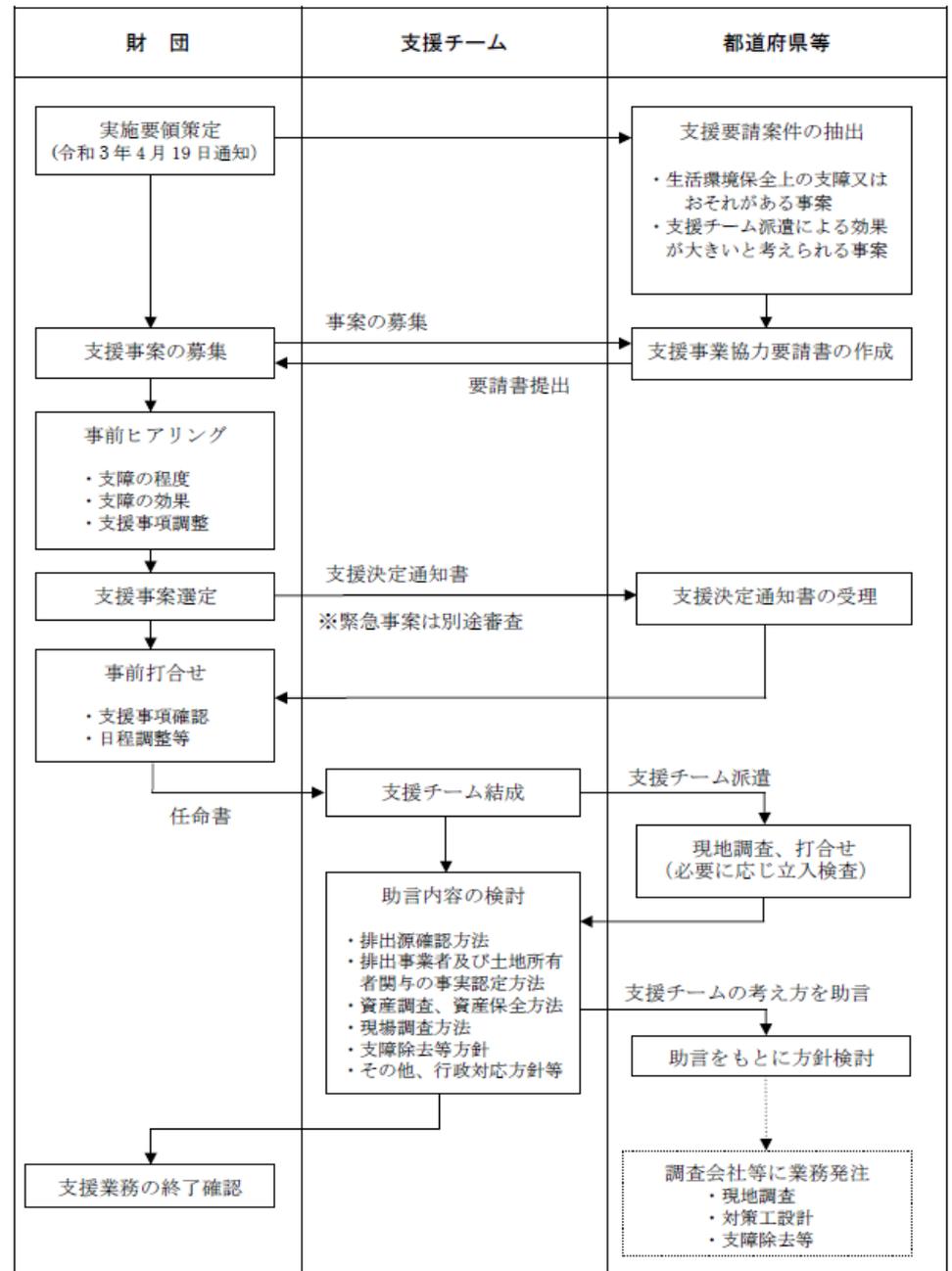


資料：環境省

# 不法投棄等事案に対する技術的支援等業務(専門家派遣:支援チーム)の業務の流れ

支援チームは、不法投棄等の関与者への責任追及方法等に関する助言を行う法律の専門家(1名)、資産調査方法等に関する助言を行う財務管理の専門家(1名)、不法投棄等現場の調査や支障除去等の方法等に関する助言を行う専門技術者(4名)、行政対応や立入検査手法等についての助言を行う都道府県等の産業廃棄物関連業務に精通した者等(2名)で構成され、事案の内容と都道府県等からの要請に応じて必要な専門家を現地へ派遣する。

平成15年度から令和2年度までに延べ129事案について助言を行っている。



# 行政が不法投棄等の支障除去事業を実施するには、①

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われ、

↓ 現状把握・調査等、支障の特定 ※ 住民等との合意形成

かつ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、

↓ 対策工の選定 ※ 住民等との合意形成

廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令が発出され、

↓ 行為者及び関与者への責任追及、  
排出事業者・土地所有者等への協力要請、責任追及、  
措置命令対象者への措置命令履行の指導

原因者等による支障の除去等、措置命令が履行されない場合、

↓ 措置命令対象者の告発、 ※ 住民等との合意形成  
支障除去事業発注手続き等行政代執行の準備

## 行政が不法投棄等の支障除去事業を実施するには、②

都道府県等による行政代執行が実施される。



責任追及、資産調査、**求償**、差押え、モニタリング等管理

行政代執行が実施され、支障除去等の事業が終了した後は、行政による当該地の管理（全量撤去以外の支障除去等事業の場合：モニタリング等）や行為者等への責任追及が実施されなければならない。

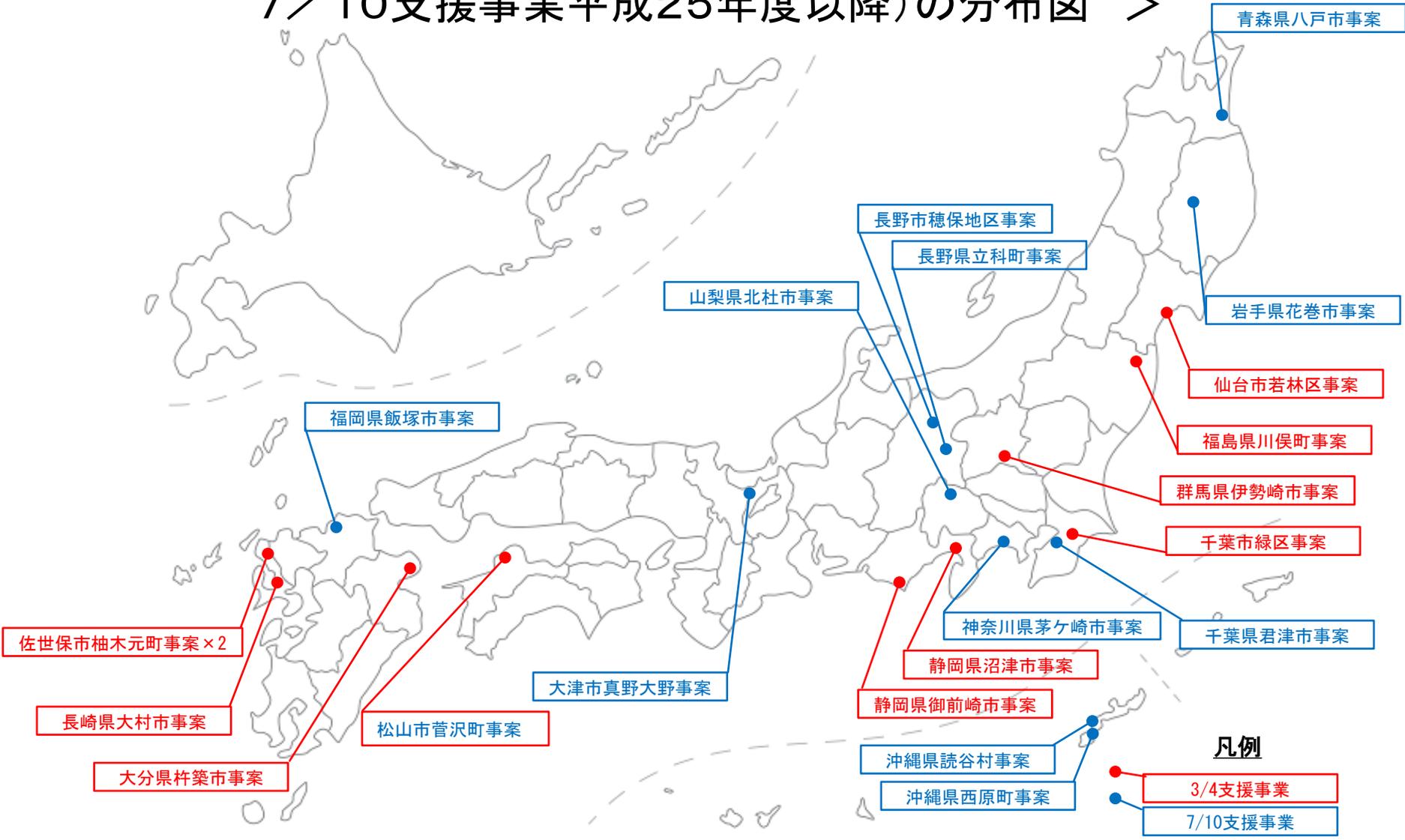


行政代執行には膨大な労力と費用が必要となる。



**※不法投棄等の未然防止対策の重要性の再認識、早期発見・拡大防止等及び行為者・関与者等による原状回復の実施が必要である。**

# ＜ 参考図 廃棄物処理法に基づく支障除去事業 (3/4支援事業平成22年度～24年度事案及び 7/10支援事業平成25年度以降)の分布図 ＞



**凡例**  
● 3/4支援事業  
● 7/10支援事業

## 事業一覧

[債務保証事業](#)[助成事業](#)[適正処理推進事業](#)[産業廃棄物不法投棄等に伴う支障除去等関連業務](#)[PCB等処理推進業務](#)[汚染土壌・除去土壌等関連業務](#)[安定型処分場関連業務](#)[資源循環推進業務](#)[振興事業](#)[関連事業](#)

## 原状回復支援事業・事例集

### 原状回復支援事業・事例集

- [京都府宇治市 建設混合廃棄物事業 平成12年度支援](#) (599KB)
- [滋賀県日野町 混合廃棄物事業 平成12年度支援](#) (479KB)
- [長野県三郷村、大町市 医療系廃棄物事業 平成12年度支援](#) (414KB)
- [大阪府富田林市 混合廃棄物事業 平成13年度支援](#) (379KB)
- [愛知県豊田市 混合廃棄物事業 平成14～15年度支援](#) (467KB)
- [埼玉県熊谷市 廃油事業 平成15～16年度支援](#) (323KB)
- [千葉県佐倉市 木くず事業 平成16～17年度支援](#) (952KB)
- [山形県上山市 廃自動車事業 平成16年度支援](#) (443KB)
- [徳島県徳島市 混合廃棄物事業 平成16年度支援](#) (379KB)
- [千葉県富津市 硫酸ピッチ事業 平成16年度支援](#) (764KB)
- [北海道京極町 硫酸ピッチ事業 平成16年度支援](#) (426KB)
- [神奈川県茅ヶ崎市 建設木くず事業 平成17年度支援](#) (556KB)
- [群馬県太田市 混合廃棄物事業 平成17～18年度支援](#) (406KB)
- [愛知県豊田市 混合廃棄物事業 平成17～18年度支援](#) (405KB)
- [北海道札幌市 混合廃棄物事業 平成19年度支援](#) (661KB)
- [山形県東根市 廃油事業 平成19年度支援](#) (199KB)
- [福岡県広川町 混合廃棄物事業 平成21年度支援](#) (272KB)

↓ 以下18事例掲載

# 自治体による建設業者への 適正処理啓発講習会の実施例について

日時：平成30年5月31日(木)10:30～16:30

場所：自治体内会議室

主催：自治体

受講者数：145名（市内の建設業者）

日時：令和元年5月22日(水)10:30～16:30

場所：自治体内会議室

主催：自治体

受講者数：99名（市内の建設業者）



# 講習会の内容

令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰  
国土交通大臣賞「事業所・地方公共団体等分野」 受賞

## < 建設現場従事者のための産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 >

### ① 開催の周知

- ・自治体内の組合（建設工事、電気工事、管工事、造園工事の組合）  
に対して首長より協力依頼文書を発信し、各組合が受講者を募集
- ・幹事となる組合が受講者名簿、受講料の徴収等を取りまとめ  
（受講人数確定後の後日に、幹事組合と財団で精算）

### ② 受講料 5,000円／人

### ③ 講義時間、講義内容等

- ・幹事組合と自治体担当者で調整
- ・廃棄物処理法、建設廃棄物取扱いの留意事項、トラブル事例、関連法令  
（建設リサイクル法、土壌汚染対策法、残土・工事排水の管理、他）
- ・建設業従事者の継続教育制度（CPDS）のポイント付加



テキスト



- 車両表示用シール  
（ 226×125mm ）
- ヘルメット用シール  
（ 45×70mm ）

# 講習会の内容

## ④ 配布資料

- ・ テキスト、修了証、車両表示用シール、ヘルメット用シール、CPDS受講証明書

## ⑤ その他

- ・ 受講者予定者の変更、当日参加者も受講可能  
(あらかじめテキスト等を余分に用意)
- ・ 講師の旅費等 (交通費実費、講師日当 4 千円 (遠距離) )  
については自治体が負担



パンフレット

講習会ホームページ : <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>